

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 12 日

大阪税関長 花 尻 卓

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵 置 中 の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
港湾冷蔵株式会社 兵庫県西宮市津門大箇町3番12号	港湾冷蔵株式会社 大阪港工場 大阪府大阪市港区石田1丁目1番34号	廃業	—	令和8年 7月31日